



佐賀県公報

平成19年
12月5日
(水曜日)
第12990号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正	(六五七・環境課)	一
◎騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準の一部改正	(六五八・")	二
◎振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準の一部改正	(六五九・")	三
◎障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(六六〇・健康増進課)	四
◎佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(六六一・生産者支援課)	五
公 告		
◎都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧	(まちづくり推進課)	八
◎音成地区換地計画決定	(農地整備課)	八
人事委員会事項		
◎職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(規則・二八)	八

○ 告 示

◎佐賀県告示第六百五十七号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準(昭和五十年佐賀県告示第六十四号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月五日

佐賀県知事 古 川 康

- 一の規制地域を次のように改める。
- 一 規制地域 次のアからトまでに掲げる区域のうち別添の図面において着色して示す区域及びナからネまでに掲げる区域の全域

ア 佐賀市の区域のうち旧佐賀市、諸富町、川副町、東与賀町、久保田町、大和町及び富士町の区域

イ 唐津市の区域

ウ 鳥栖市の区域

エ 多久市の区域

オ 伊万里市の区域

カ 武雄市の区域

キ 鹿島市の区域

ク 小城市の区域のうち小城市、三日月町及び牛津町の区域

ケ 嬉野市の区域

コ 神埼市の区域のうち神埼町及び千代田町の区域

サ 吉野ヶ里町の区域

シ 基山町の区域

ス 上峰町の区域

セ みやき町の区域のうち旧中原町の区域

ソ 玄海町の区域

タ 有田町の区域

チ 大町の区域

ツ 江北町の区域

テ 白石町の区域のうち旧白石町の区域

ト 太良町の区域

ナ 佐賀市の区域のうち旧三瀬村の区域

ニ 小城市の区域のうち昔刈町の区域

ヌ みやき町の区域のうち旧北茂安町及び旧三根町の区域

ネ 白石町の区域のうち旧福富町及び旧有明町の区域

(別添の図面は省略し、佐賀県くらし環境本部環境課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。)

◎佐賀県告示第六百五十八号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(平成四年佐賀県告示第三百九十九号)の一部を次のように改正し、平成二十年一月五日から施行する。ただし、この告示の施行の際、現に規制地域内に特定施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)については、この告示による改正後の規制基準値が改正前の規制基準値未満となる場合、この告示の施行の日から二年間は、従前の規制基準値による。

平成十九年十二月五日

佐賀県知事 古川 康

一の指定地域中、「川副町、東与賀町、久保田町」を削る。
 二の時間及び区域の区分ごとの規制基準の備考の2の(2)及び(3)を次のように改める。

- (2) 第二種区域 次のアからセまでに掲げる区域のうち別添の図面において黄で着色して示す区域及びソからネまでに掲げる区域の全域
- ア 佐賀市の区域のうち旧佐賀市、諸富町、川副町及び大和町の区域
 - イ 唐津市の区域のうち旧唐津市及び旧浜玉町の区域
 - ウ 鳥栖市の区域
 - エ 多久市の区域
 - オ 伊万里市の区域
 - カ 武雄市の区域
 - キ 鹿島市の区域
 - ク 小城市の区域のうち牛津町の区域
 - ケ 嬉野市の区域のうち嬉野町の区域
 - コ 吉野ヶ里町の区域
 - サ 基山町の区域
 - シ 上峰町の区域
 - ス 有田町の区域

セ 大町町の区域

ソ 佐賀市の区域のうち東与賀町、久保田町、富士町及び旧三瀬村の区域
 タ 唐津市の区域のうち旧七山村、旧厳木町、旧相知町、旧北波多村、旧肥前町、旧鎮西町及び旧呼子町の区域

チ 小城市の区域のうち小城市、三日月町及び芦刈町の区域

ツ 嬉野市の区域のうち塩田町の区域

テ 神埼市の区域

ト みやき町の区域

ナ 玄海町の区域

ニ 江北町の区域

ヌ 白石町の区域

ネ 太良町の区域

(3) 第三種区域 次の掲げる区域のうち別添の図面において赤で着色して示す区域

- ア 佐賀市の区域のうち旧佐賀市、諸富町、川副町及び大和町の区域
- イ 唐津市の区域のうち旧唐津市及び旧浜玉町の区域
- ウ 鳥栖市の区域
- エ 多久市の区域
- オ 伊万里市の区域
- カ 武雄市の区域
- キ 鹿島市の区域
- ク 小城市の区域のうち牛津町の区域
- ケ 嬉野市の区域のうち嬉野町の区域
- コ 吉野ヶ里町の区域
- サ 基山町の区域
- シ 上峰町の区域
- ス 有田町の区域のうち旧有田町の区域

七 大町町の区域

別添の図面のうち、鳥栖市、伊万里市、武雄市、吉野ヶ里町、基山町、有田町及び大町町に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、佐賀県くらし環境本部環境課並びに係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。)

●佐賀県告示第六百五十九号

振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成四年佐賀県告示第四百二号)の一部を次のように改正し、平成二十年一月五日から施行する。ただし、この告示の施行の際、現に規制地域内に特定施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)については、この告示による改正後の規制基準値が改正前の規制基準値未満となる場合、この告示の施行の日から二年間は、従前の規制基準値による。

平成十九年十二月五日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定地域を次のように改める。
- 一 指定地域

次のアからタまでに掲げる区域のうち別添の図面において緑、赤又は青で着色して示す区域及びチからノまでに掲げる区域の全域

ア 佐賀市の区域のうち諸富町、川副町、富士町及び旧三瀬村の区域

イ 唐津市の区域のうち旧唐津市、旧浜玉町、旧七山村、旧巖木町、旧相

知町、旧北波多村及び旧呼子町の区域

ウ 鳥栖市の区域

エ 伊万里市の区域

オ 武雄市の区域

カ 鹿島市の区域

キ 小城市の区域のうち小城町及び三日月町の区域

ク 嬉野市の区域

ケ 神埼市の区域のうち脊振町の区域

コ 吉野ヶ里町の区域

カ 基山町の区域

シ みやき町の区域のうち旧中原町の区域

ス 玄海町の区域

セ 有田町の区域

ソ 大町町の区域

タ 太良町の区域

チ 佐賀市の区域のうち旧佐賀市、東与賀町、久保田町及び大和町の区域

ツ 唐津市の区域のうち旧肥前町及び旧鎮西町の区域

テ 多久市の区域

ト 小城市の区域のうち牛津町及び芦刈町の区域

ナ 神埼市の区域のうち神埼町及び千代田町の区域

ニ 上峰町の区域

ヌ みやき町の区域のうち旧北茂安町及び旧三根町の区域

ネ 江北町の区域

ノ 白石町の区域

二の時間及び区域の区分ごとの規制基準の備考の2を次のように改める。

2 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。

(1) 第一種区域 次のアからツまでに掲げる区域のうち別添の図面において緑で着色して示す区域及びチからノまでに掲げる区域の全域

ア 佐賀市の区域のうち旧佐賀市、諸富町、川副町、大和町、富士町及び旧三瀬村の区域

イ 唐津市の区域のうち旧唐津市、旧浜玉町、旧七山村、旧巖木町、旧相

知町、旧北波多村及び旧呼子町の区域

ウ 鳥栖市の区域

エ 伊万里市の区域

オ 武雄市の区域

- 工 多久市の区域
 - 才 伊万里市の区域
 - 力 武雄市の区域
 - キ 鹿島市の区域
 - ク 小城市の区域のうち小城町、三日月町及び牛津町の区域
 - ケ 嬉野市の区域
 - コ 神埼市の区域のうち脊振町の区域
 - サ 吉野ヶ里町の区域
 - シ 基山町の区域
 - ス 上峰町の区域
 - セ みやき町の区域のうち旧中原町の区域
 - ソ 玄海町の区域
 - タ 有田町の区域
 - チ 大町町の区域
 - ツ 太良町の区域
 - テ 佐賀市の区域うち東与賀町及び久保田町の区域
 - ト 唐津市の区域のうち旧肥前町及び旧鎮西町の区域
 - ナ 小城市の区域のうち芦刈町の区域
 - ニ 神埼市の区域のうち神埼町及び千代田町の区域
 - ヌ みやき町の区域のうち旧北茂安町及び旧三根町の区域
 - ネ 江北町の区域
 - ノ 白石町の区域
- (2) 第二種区域 次に掲げる区域のうち、別添の図面において赤又は青で着色して示す区域
- ア 佐賀市の区域のうち旧佐賀市、諸富町、川副町及び大和町の区域
 - イ 唐津市の区域のうち旧唐津市及び旧浜玉町の区域
 - ウ 鳥栖市の区域

工 多久市の区域
 才 伊万里市の区域
 力 武雄市の区域
 キ 鹿島市の区域
 ク 小城市の区域のうち牛津町の区域
 ケ 嬉野市の区域のうち嬉野町の区域
 コ 吉野ヶ里町の区域
 サ 基山町の区域
 シ 上峰町の区域
 ス 有田町の区域
 セ 大町町の区域

別添の図面のうち、唐津市、鳥栖市、伊万里市、武雄市、吉野ヶ里町、基山町、有田町及び大町町に係る部分を次の図面のように改める。
 (次の図面は省略し、佐賀県くらし環境本部環境課並びに係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。)

◎佐賀県告示第六百六十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（薬局）を次のとおり指定した。

平成十九年十二月五日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 担当する医療の種類 精神通院
- 二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
溝上薬局 高木瀬店	佐賀市高木瀬西四丁目六番一四号	平成一九・一二・一

◎佐賀県告示第六百六十一号

佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和五十三年佐賀県告示第六百七十号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月五日

佐賀県知事 古川 康

第一条中「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下「補助金適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号。以下「補助金適正化法施行令」という。)並びに」を削る。

第六条の見出し中「利子補給率」を「利子補給金」に改め、同条第一号中「補給金適正化法、補助金適正化法施行令、」を削る。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

農業近代化資金利子補給金総括表
年上・下期分

融資機関名()

承認年度	施設区分	資金区分	期首約定 融資残高	期末約定 融資残高	利子補給 対象積数	利子補給対 象平均残高	利子 補給率	県利子 補給額	備考
			千円	千円	千円	円	%	円	
計									

(注) 1 「承認年度」欄は、年度順に記入すること。

2 「施設区分」及び「資金区分」の欄は、次表のコード番号により記入すること。

施設区分 (コード番号)	資金区分 (コード番号)		備考
個人(1) 協業(2) 認定農業者(4) 認定就農者(5)	一 般	(01・11・21・31・51・61・71・81・91)	農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号。以下「令」という。)第2条の表の第1号から第4号まで及び第7号に掲げる資金
	小土地改良	(02・12・22・32・42・52・62・72・82・92)	令第2条の表の第5号に掲げる資金
	営農団地特別整備事業資金(3)		
	農業団地育成対策特別資金(4)		附則第2項に規定する資金
	水田利用再編対策資金(5)		附則第4項に規定する資金
	地域農業総合整備資金	(07・17・27・37・47・57・67・77・87・97)	
	地域農業確立総合資金	(08・18・28・38・48・58・68・78・88)	
	地域農業再編整備資金(9)		附則第3項に規定する資金
共同利用(3)	一 般	(01・11・21・31・51・61・71・81・91)	令第2条の表の第1号から第4号まで及び第7号に掲げる資金
	小土地改良	(02・12・22・32・42・52・62・72・82・92)	令第2条の表の第5号に掲げる資金
	営農団地特別整備事業資金(3)		
	農業団地育成対策特別資金(4)		附則第2項に規定する資金
	水田利用再編対策資金(5)		附則第4項に規定する資金
	地域農業総合整備資金	(07・17・27・37・47・57・67・77・87・97)	

	地域農業確立総合資金	(08・18・28・38・48・58・68・78・88)	
	地域農業再編整備資金(9)		附則第3項に規定する資金
認定農業者育成推進資金(6)	一般	(01)	令第2条の表の第1号から第4号まで及び第7号に掲げる資金
	小土地改良	(02)	令第2条の表の第5号に掲げる資金
	地域農業総合整備資金	(07)	
農業経営革新円滑化総合融資(個人)(7)	一般	(01・11・21・31・41・51・61・71・81・91)	令第2条の表の第1号から第4号まで及び第7号に掲げる資金
	小土地改良	(02・12・22・32・42・52・62・72・82・92)	令第2条の表の第5号に掲げる資金
	地域農業総合整備資金	(07・17・27・37・47・57・67・77・87・97)	
	地域農業確立総合資金	(08・18・28・38・48・58・68・78・88)	
農業経営革新円滑化総合融資(共同利用)(8)	一般	(01・11・21・31・41・51・61・71・81・91)	令第2条の表の第1号から第4号まで及び第7号に掲げる資金
	小土地改良	(02・12・22・32・42・52・62・72・82・92)	令第2条の表の第5号に掲げる資金
	地域農業総合整備資金	(07・17・27・37・47・57・67・77・87・97)	
	地域農業確立総合資金	(08・18・28・38・48・58・68・78・88)	

※ 資金区分のコード表は、佐賀県農業近代化資金取扱要領の様式第1号の(注)の2の表による。

3 「期首約定融資残高」の欄には、上期(1月1日から6月30日までの期間)の利子補給の請求の場合には、当該年の1月1日現在における融資残高(延滞額を除く。以下同じ。)を、下期(7月1日から12月31日までの期間)の利子補給の請求の場合には、当該年の7月1日現在における融資残高を記入すること。

4 「期末約定融資残高」の欄には、上期にあつては6月30日、下期にあつては12月31日現在の融資残高を記入すること。

5 「利子補給対象積数」の欄には、計算期間中の毎日の最高残高の合計額の総和を、「利子補給対象平均残高」の欄には、利子補給対象積数を年間の日数で除した額 $\left(\frac{\text{利子補給対象積数}}{365} \right)$ を記入すること。

庶務 鹿島市長 桑原允彦から認可申請の鹿島市営土地改良事業（基盤整備促進）音成地区換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において

○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成19年12月5日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画の種類及び名称

- 佐賀都市計画道路3・4・23号三溝藤木線
- 佐賀都市計画道路3・4・56号中野森線
- 佐賀都市計画道路3・4・57号西中野線
- 佐賀都市計画道路3・4・58号藤木土井線
- 佐賀都市計画道路3・4・59号藤木西淵線
- 佐賀都市計画道路3・4・60号藤木線
- 佐賀都市計画道路3・4・61号夢咲貝町線
- 佐賀都市計画道路8・7・4号西中野河畔線
- 佐賀都市計画道路8・7・5号藤木西中野線
- 佐賀都市計画道路8・7・6号西淵河畔線

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

て準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定したので、同法第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人での換地計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成20年1月24日までに佐賀県鹿島農林事務所（郵便番号849-1311 鹿島市高津原3400）に提出してください。

平成19年12月5日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

鹿島市営土地改良事業（基盤整備促進）音成地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年12月6日から平成20年1月9日まで

3 縦覧の場所

鹿島市役所

○ 人事委員会事項

職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月五日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第二十八号

職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

鹿島市長 桑原允彦から認可申請の鹿島市営土地改良事業（基盤整備促進）音成地区換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において

第三条の四第二号中「早出遅出勤務の」を削る。

第四条第一項中「要介護者を」を「要介護者(以下「要介護者」という)を」に改める。

第四条の四第一項第三号中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改める。

第四条の五中「前条第一項第四号」を「前条第一項第三号及び第四号」に改め、「条例第七条の二第二項に規定する」及び「同項第三号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削る。

第六条の二中「地方公務員法」の下に「昭和二十五年法律第二百六十一号」を加える。

第六条の三第一項第二号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

第六条の四第一項中「一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、」を削り、「減じて得た日数」の下に「(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)」を加え、同条第二項中「場合」の下に「(前項に規定する当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合を除く。)」を加える。

第七条中「日数とする。」を「日数」に改める。

様式第二号中「□ 回答しなかつた」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年十二月五日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷